

製品カテゴリールール (PCR)

(認定 PCR 番号 : PA-242159-AG-07)

対象製品 : 二重床

Product Category Rule for “Raised floor”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境プログラム」において、「二重床」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境プログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日等	2023 年 5 月 10 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名： 山岸 健 所属： 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-242159-AG-07	2023年5月10日	改訂： 1-1 地理的範囲を追加、附属書C削除
PA-242159-AG-06	2023年1月6日	改訂： プログラム運営者住所変更
PA-242159-AG-05	2022年12月26日	改訂： 製品の仕様に「主な製造サイト」を追加
PA-242159-AG-04	2022年6月27日	改訂： PCR名称をフリーアクセスフロアから二重床に変更 対象製品種別を「二重床」に変更（対象製品を拡張）
PA-242159-AG-03	2022年4月1日	改訂：1-1 地理的範囲を削除、プログラム名称変更
PA-242159-AG-02	2019年10月1日	改訂：運営者およびプログラム名変更
PA-242159-AG-01	2018年5月16日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	<p>この PCR の目的は、SuMPO 環境プログラムにおいて、「二重床」を対象としたエコリーフ /CFP 算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。</p> <p>対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。</p> <p>本 PCR の地理的範囲は全世界とする。</p>
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「二重床」を対象とする。この PCR で対象とする「二重床」とは、構造躯体上に高さ調整が可能な支持脚でパネルを支持する調整式、もしくは、支持脚とパネルが一体となったものをそのまま床に置く置敷式の床で構成され、水道用配管、電力用配線、通信用配線、機器等の収納を容易にできる機能を持つ床体で、主に「乾式二重床」、「フリーアクセスフロア」を総称したものと指す。
2-2	機能	構造躯体上に高さ調整が可能な支持脚でパネルを支持する調整式、もしくは、支持脚とパネルが一体となったものをそのまま床に置く置敷式の床で構成し、水道用配管、電力用配線、通信用配線、機器等の収納を容易にできる機能の提供
2-3	算定単位 (機能単位)	1 m ² あたり
2-4	対象とする構成要素	<p>次の要素を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パネル ・ 支持脚および関連部品 (*) ・ 施工時に投入される接着剤等 ・ 容器包装 <p>なお、二重床施工時に表面仕上げ材として用いられるフローリングまたは捨張用合板、タイルカーペット、シートまたはその他これらに類するものについては、構成要素に含まれない。</p> <p>(*) 支持脚および関連部品には、ベースプレート、ボルト、調整台、緩衝材等を含む。</p>
3	引用した規格およびPCR	
3-1	引用規格 および引用 PCR	2022 年 6 月現在、引用する PCR はない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>① パネル</p> <p>フロアの部材のうち、上面を形成する部材（表面仕上げ材が製造工程で貼られたものはそれを含む。）。</p> <p>② 支持脚（支柱）</p> <p>フロアの部材のうち、パネルを支持するもので緩衝材を含む。</p> <p>③ シート（ベースプレート）</p> <p>下地床上に敷き、フロアのずれなどを防止する部材。</p> <p>④ ユニット</p> <p>繰り返し配列されるパネルと支柱とを組み合わせたもので、緩衝材及びシートを含む。</p>

5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造段階 ・ 建設段階 ・ 使用段階 ・ 廃棄リサイクル段階 <p>中間財の場合は、製造段階のみ、または製造段階および建設段階までの宣言を行ってよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・ 生産工場などの建設に係る負荷 ・ 複数年使用する資材の負荷 ・ 投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・ 副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・ 事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷 ・ 土地利用変化に係る負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書A（規定）に一般的なライフサイクルのモジュール図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、この図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
全段階に共通して適用する算定方法		
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)および(10-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	<p>【新製品の一次データの収集方法に関する規定】</p> <p>設計値、計画数値に基づくデータでも可とするが、平常時の実績データが収集可能となり次第、データを置き換えその妥当性を確認することとする。</p>
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は直近の5年以内の任意の1年間、または同等の期間とする。 ・ その他の二次データの期間に関する範囲は10年以内とする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】</p> <p>算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】</p>

		算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。												
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>												
6-8	その他	<p>【支持脚本数の計上方法】 算定単位（1m²）あたりの支持脚本数は、一次データを収集することが望ましいが、困難な場合は、年間の支持脚生産本数をパネルの年間生産量で除して、算定単位当たりの支持脚投入本数としてもよい。</p> <p>【支持脚の高さが異なる製品の取扱い】 「二重床」は、主要部品として、「パネル」と「支持脚」で構成されるが、敷設先の戸建て住宅、マンションやビルの仕様や使用環境に応じた「床高さ」とするために、同一製品のパネルに対し、異なる高さ（長さ）の支持脚が使用されることが一般的である。このため、複数の高さの支持脚を算定対象とする場合は、対象とする支持脚の高さ毎の年間生産本数による加重平均値を用いて算定してもよい。ただし、対象とする支持脚は、高さ（支柱部の長さ）のみが異なり、支持脚径、原材料および製造工程は同一であることを条件とする。</p>												
7	製造段階に適用する項目													
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】原材料の調達に係るプロセス 【A2】原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】製品の製造に係るプロセス</p>												
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【A2】原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【A3】製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「パネルの構成要素」、「支持脚および関連部品の構成要素」、「容器包装」および「接着剤」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												

	活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乘じる 原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	
「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	
「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	
「排出物」 ※2			
※1 次の項目を一次データとして収集する。			
[燃料法の場合] ・ 輸送手段ごとの「燃料使用量」			
[燃費法の場合] ・ 輸送手段ごとの「燃費」 ・ 輸送手段ごとの「輸送距離」			
[トンキロ法の場合] ・ 輸送手段ごとの「輸送重量」			
※2 排出物に関するデータ収集項目			
	活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乘じる 原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	
大気圏排出物 「NOx」、「SOx」	一次	-	
水圏排出物 「COD または BOD」、「浮遊物質 (SS)」、「全リン」、「全窒素」	一次	-	
【配分のために収集する一次データ収集項目】			
・ 製品の生産量 ・ 「共製品」の生産量			
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。	
7-4	シナリオ	【接着剤の投入量に関するシナリオに関する規定】 施工時に使用される接着剤の使用量について、一次データが把握できない場合は、施工指示書で規定している標準使用量を計上してもよい。	

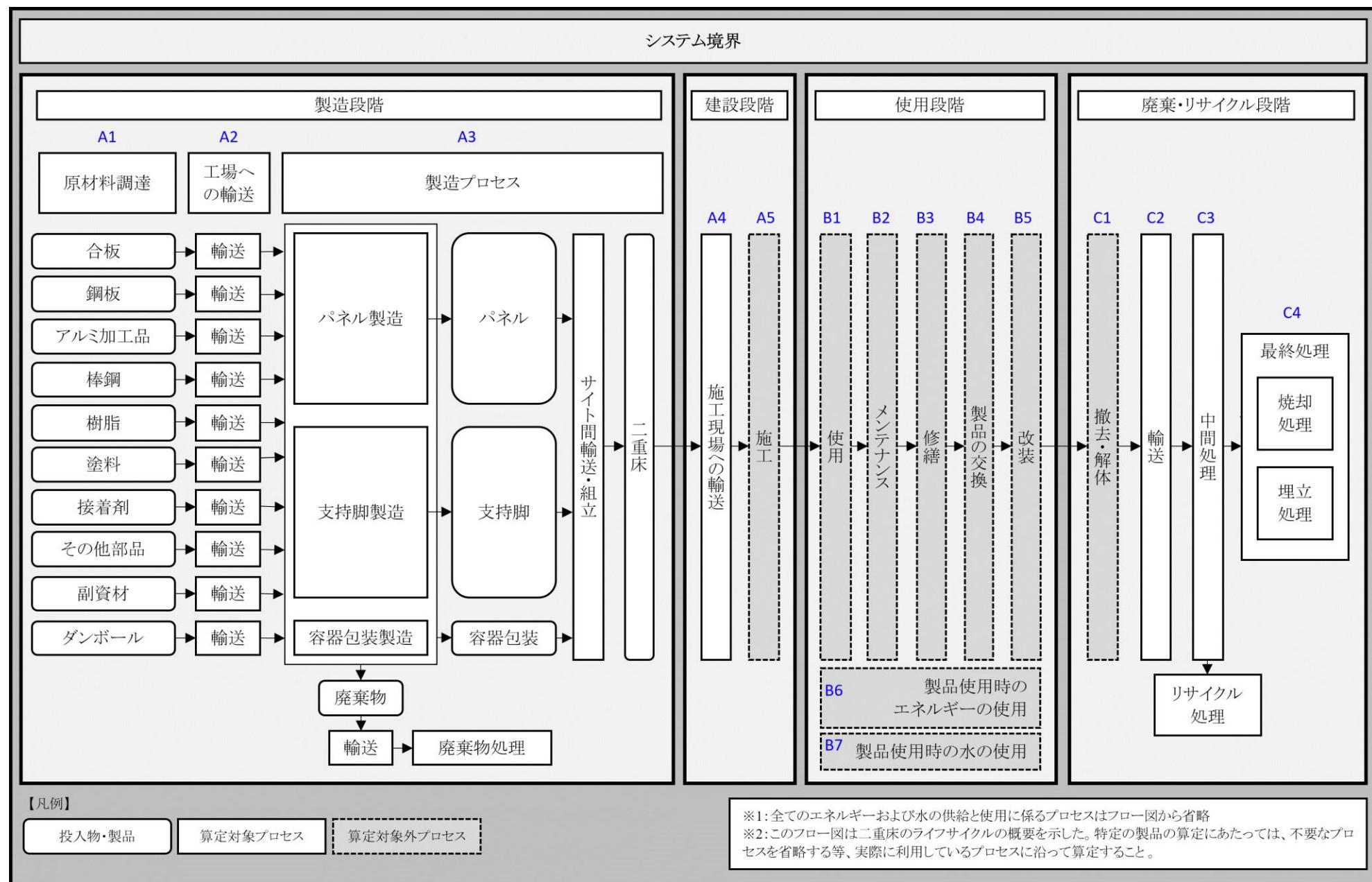
7-5	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8	建設段階に適用する項目																
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A4】出荷品の施工現場への輸送に係るプロセス 対象外 【A5】施工に係るプロセスは対象外とする</p>															
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A4】出荷品の施工現場への輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「副資材（輸送用資材）」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または 燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【A5】施工に係るプロセス このプロセスは対象外とする</p> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 「排出物」については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「副資材（輸送用資材）」 製造原単位	「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または 燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「排出物」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「副資材（輸送用資材）」 製造原単位															
「副資材（輸送用資材）」 出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または 燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「排出物」 ※2																	
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8-4	シナリオ	<p>【副資材（輸送用資材）の廃棄・リサイクルシナリオに関する規定】 段ボールの廃棄・リサイクルシナリオは以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル : 96.1 % 焼却 : 3.9 % <p>（出所：段ボールに関する第三次自主行動計画の2020年度実績 <段ボールリサイクル協議会>）</p>															
8-5	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。															
9	使用段階に適用する項目																
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>以下のプロセスは対象外とする</p> <p>【B1】使用に係るプロセス 【B2】メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B3】修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む） 【B4】製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む）</p>															

		【B5】改裝に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B6】製品使用時のエネルギーの使用 【B7】製品使用時の水の使用																		
9-2	データ収集項目	対象外																		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外																		
9-4	シナリオ	対象外																		
9-5	その他	対象外																		
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目																			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【C1】撤去・解体に係るプロセス 【C2】使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】廃棄物処理プロセス</p> <p>対象外 【C1】撤去・解体に係るプロセスは対象外とする</p>																		
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【C1】撤去・解体に係るプロセス このプロセスは対象外とする</p> <p>【C2】使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C3】使用済み製品の中間処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 中間処理量</td> <td>一次またはシナリオ</td> <td>「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C4】廃棄物処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乘じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「使用済み製品」 中間処理量	一次またはシナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 中間処理量	一次またはシナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乘じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		

10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																				
10-4	シナリオ	<p>【使用済み製品の廃棄物処理に関するシナリオ】</p> <p>使用済み製品の廃棄物処理について、処理方法や処理割合を把握できない場合は、次のシナリオを使用する。表中「廃棄物の種類」のいずれにも該当しない場合は、「6-7 シナリオ【廃棄物等の取扱い】」に従う。</p> <p>① 中間処理</p> <p>使用済みとなった製品は、産業廃棄物として扱われ、100%が中間処理（破碎・選別）される。</p> <p>② リサイクル処理・最終処分</p> <p>中間処理後の廃棄物は、次の表に示す割合で処理される。表中「廃棄物の種類」のいずれにも該当しない場合は、「6-7 シナリオ【廃棄物等の取扱い】」に従う。なお、リサイクル処理については、「中間処理」においてリサイクル準備が整ったものとして扱い、別途リサイクル処理に係る負荷は計上しなくてもよい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>リサイクル処理</th> <th>焼却処理</th> <th>埋立処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木</td> <td>83.5 %</td> <td>13.3 %</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>96.2 %</td> <td>1.3 %</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>プラスチック類</td> <td>60.3 %</td> <td>24.4 %</td> <td>15.3%</td> </tr> <tr> <td>紙</td> <td>81.3 %</td> <td>15.3%</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所：環境省 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度速報値)</p>	廃棄物の種類	リサイクル処理	焼却処理	埋立処理	木	83.5 %	13.3 %	3.2%	金属	96.2 %	1.3 %	2.6%	プラスチック類	60.3 %	24.4 %	15.3%	紙	81.3 %	15.3%	3.3%
廃棄物の種類	リサイクル処理	焼却処理	埋立処理																			
木	83.5 %	13.3 %	3.2%																			
金属	96.2 %	1.3 %	2.6%																			
プラスチック類	60.3 %	24.4 %	15.3%																			
紙	81.3 %	15.3%	3.3%																			
10-5	その他	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																				
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目																					
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																				
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規定に定める要求事項以外は特に規定しない。																				
12	宣言方法																					
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の項目を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品寸法（パネルのタテ、ヨコ、厚み） ・ 製品重量（容器包装を含まない。） ・ 耐荷重 ・ 材質（主な材質を記載する。） ・ 主要な製造サイト 																				
12-2	エコリーフ ライフサイクル 影響評価	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響評価項目について、段階ごとに結果を記載する。モジュールごとの開示が望ましいが、モジュール【A1】【A2】【A3】は合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動（IPCC 2013 GWP 100a） ・ オゾン層破壊 ・ 富栄養化 ・ 酸性化 ・ 光化学オキシダント 																				

12-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ 分析関連情報	<p>【必須記載事項】 以下の内容について、段階ごとに結果を記載する。モジュールごとの開示が望ましいが、モジュール【A1】【A2】【A3】は合算表示してもよい。</p> <p>エネルギーおよび資源に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="457 294 1487 586"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>単位</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td><td>MJ</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td><td>MJ</td><td>-</td></tr> <tr> <td>再生可能材料・元素</td><td>kg</td><td>-</td></tr> <tr> <td>非再生可能元素・非再生材料</td><td>kg</td><td>-</td></tr> <tr> <td>淡水の消費</td><td>m³</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能材料・元素	kg	-	非再生可能元素・非再生材料	kg	-	淡水の消費	m ³	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能材料・元素	kg	-																		
非再生可能元素・非再生材料	kg	-																		
淡水の消費	m ³	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する構成成分	<p>以下の内訳を質量のパーセンテージ(%)で記載する。材質については、企業秘密に該当する場合、詳細は記載しなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金属(材質別) ②木材 ③プラスチック(材質別) ④その他 																		
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>以下の情報を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="457 968 1487 1118"> <thead> <tr> <th>項目名</th><th>単位</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害廃棄物</td><td>kg</td><td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td></tr> <tr> <td>無害廃棄物</td><td>kg</td><td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td></tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。									
項目名	単位	備考																		
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。																		
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。																		
12-6	CFP 算定結果	IPCC 2013 GWP 100a の温暖化係数を使用した算定結果を公開する。																		
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【その他算定に関する補足情報の記載に関する規定】 輸送について、輸送シナリオを使用して算定した場合は、「PCR シナリオにしたがって算定した」旨を記載すること。</p>																		
12-8	その他のエコデザイン関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【エコリーフ必須記載事項】 エコリーフ宣言を行う場合は、次の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質に関する情報がある場合は、下記の表として記載する。 <table border="1" data-bbox="457 1507 1487 1671"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th><th>CAS 番号等</th><th>法令・規制の名称等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>「物質名」</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【推奨記載事項】 以下の事項を記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコデザインシステム情報(ISO14001認定工場等) ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 ・環境に配慮した調達情報(FSC、PEFC認証、エコマーク認定製品の使用等) 	有害物質名	CAS 番号等	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」											
有害物質名	CAS 番号等	法令・規制の名称等																		
「物質名」																				
「物質名」																				
12-9	その他	<p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。 																		

附属書A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図（参考）



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50 km
- 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km
- 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km
- 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km
- 海外における陸送距離:500 km
- 港→港;港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)
	サイト間輸送	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)
		サイト間輸送
	副資材調達輸送	副資材調達輸送
建設段階	施工現場への 製品輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)
		生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)
		生産地が海外の場合 (国内の港→施工現場)
	廃棄物輸送	生産地が国内の場合 (生産サイト→施工現場)
		廃棄物輸送 (施工現場→処理施設)
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (施工現場→処理施設)